

次の2か所の市民サービスコーナーを 6月末で廃止します

廃止する市民サービスコーナー

北地区(真弓水道事業所)／高山竹林園

本年6月30日をもって、標記の市民サービスコーナーを廃止することになりました。

周辺自治会の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、法令上の課題からのやむを得ない措置であることから、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成29年7月以降は

イスタ

北コミュニティセンターISTAはばたき
市民サービスコーナーをご利用ください。

また、コンビニ交付サービスもご利用ください。

※コンビニ交付サービスには、マイナンバーカード（個人番号カード）
または住基カードが必要です。

※マイナンバーカード（個人番号カード）を利用したコンビニ交付
サービスについては、別添のチラシをご覧ください。

（お問合せ先）

生駒市役所 市民部 市民課

担当 西川 TEL. 74-1111（内線301）

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用した コンビニ交付サービスについて

全国のコンビニや生駒市役所市民課に設置されているマルチコピー機（多機能端末）から、個人番号カードを利用して住民票の写しなど各種証明書を発行するサービスを実施しています。

全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート等の各店舗にあるマルチコピー機

セブン-イレブンに設置しているマルチコピー機



※個人番号カードを使って証明書を発行するサービスは、個人番号カードを受け取った翌日から利用できます。

※マルチコピー機を設置していない店舗では利用できません。

※店舗の事情により発行できない場合もありますので、発行の可否については店員にお尋ねください。

利用時間	毎日 午前6時30分から午後11時まで ただし、年末年始(12/29～1/3)、保守点検日を除く ※上記の保守点検日については、広報やホームページでご案内しております	
証明書	住民票の写しおよび住民票記載事項証明書(本人、同一世帯員) ※本籍、続柄のあるものを発行できます。住所・氏名等の履歴のある住民票の写しや除票(転出した人、死亡した人の住民票の写し)は発行できません。 ※マイナンバー(個人番号)を記載したのも発行できますが、マイナンバーの使用用途は限られていることに留意してください。	
	印鑑登録証明書(本人)	
	戸籍の謄本・抄本および戸籍の附票の写し(本人、同一戸籍の親族) ※ <u>原戸籍、除籍の発行はできません。</u> ※戸籍の謄本・抄本および戸籍の附票の写しは生駒市に本籍を有する方のみ発行できます。	
	所得・課税(非課税)証明書(本人) ※所得の証明書は、所得情報のない方は事前に所得に関する申告が必要です。	
必要なもの	利用者証明用電子証明書用の暗証番号を設定した個人番号カード	
手数料	住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し	1通につき150円 (窓口交付の時は300円)
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通につき250円 (窓口交付の時は450円)
	所得・課税(非課税)証明書	1通につき150円 (窓口交付の時は300円)
市民課に設置されている多機能端末機について 生駒市役所1階市民課前に多機能端末機を設置しています。 利用できる時間: 市民課窓口の業務時間(保守点検日を除く) コンビニでの発行手数料と同じです。 証明書発行専用の端末機で、コピーサービス等には利用できません。		

